

発生土利用基準改定検討委員会 設立趣意書（案）

建設工事に伴う発生土については、その発生量が膨大であり、また受入地等の確保が困難であるといった状況から、有効利用の促進を図ることが求められています。

こうした中、発生土の利用の計画・調査・設計・施工を行うために必要な土質区分基準や利用用途別の発生土の適用用途標準を整備し、もって建設工事に伴う発生土の有効利用推進を図ることを目的として、平成6年7月に「発生土利用基準について（案）」がとりまとめられました。その後、「建設汚泥再生利用技術基準（案）」のとりまとめや「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」の策定など、発生土をとりまく情勢の変化にあわせて、平成16年3月には「発生土利用基準について」（以下「本通達」という。）へと改定がなされました。

その後、平成18年6月には、建設汚泥の再生利用の促進を図るため、「建設汚泥再生利用基準（案）」が「建設汚泥処理土利用技術基準」へと改定され、建設汚泥の適用用途として、新たに「建築物の埋戻し」、「鉄道盛土」、「空港盛土」が追加されたところです。

本委員会は、このような状況を踏まえ、関連基準類との整合性の確保、社会的な要請・技術の進展等の反映を図るため、「発生土利用基準改定検討委員会」（委員長：嘉門雅史京都大学大学院教授）を設置し、本通達の改定について検討を行うものです。

